

## 専決処分した事件の概要について

(市民部)

- ・名張市市税条例等の一部を改正する条例の制定について … P 2

## 条例改正等の概要について

(総務部)

- ・名張市個人情報保護条例及び名張市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について … P 1 5

(福祉子ども部)

- ・名張市ケアラー支援の推進に関する条例の制定について … P 1 8

(都市整備部)

- ・名張市手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について … P 1 9

(地域環境部)

- ・名張市東山墓園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について … P 2 9

## 名張市市税条例等の一部を改正する条例の制定について

### 1. 改正理由

地方税法等の一部改正に伴い、現下の経済情勢等を踏まえて、土地に係る固定資産税の負担の調整並びに軽自動車税の税率区分の見直し及び軽減措置の延長を行うほか、所要の改正を行うものである。

### 2. 改正内容

- (1) 土地に係る固定資産税の負担調整措置について、令和3年度から令和5年度までの間、現行の仕組みを継続するほか、令和3年度に限り、税額が増加するものにつき前年度の税額に据え置く措置を講じる。
- (2) 自家用乗用車に係る環境性能割（軽自動車税）の非課税措置及び税率を1パーセント軽減する措置の適用期限を令和3年12月31日（現行：同年3月31日）まで延長する。
- (3) 排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の少ない三輪以上の軽自動車に係る種別割（軽自動車税）の税率の軽減措置（グリーン化特例）について、性能基準の切替え及び対象の重点化を行った上で、令和3年度及び令和4年度に初回車両番号指定を受けたものについても適用する。
- (4) その他所要の改正を行う。

### 3. 施行期日

令和3年4月1日から施行する。

名張市市税条例等の一部を改正する条例新旧対照表

名張市市税条例（第1条関係）

改正案	現行
<p>（個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族申告書）</p> <p>第35条の3の2（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 給与所得者は、第1項及び第2項の規定による申告書の提出の際に經由すべき給与支払者が<u>令第48条の9の7の2において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって施行規則で定めるものをいう。次条第4項及び第51条の9第3項において同じ。）により提供することができる。</u></p> <p>5（略）</p>	<p>（個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族申告書）</p> <p>第35条の3の2（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 給与所得者は、第1項及び第2項の規定による申告書の提出の際に經由すべき給与支払者が<u>所得税法第198条第2項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって施行規則で定めるものをいう。次条第4項において同じ。）により提供することができる。</u></p> <p>5（略）</p>
<p>（個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書）</p> <p>第35条の3の3（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 公的年金等受給者は、第1項の規定による申告書の提出の際に經由すべき公的年金等支払者が<u>令第48条の9の7の3において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。</u></p> <p>5（略）</p>	<p>（個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書）</p> <p>第35条の3の3（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 公的年金等受給者は、第1項の規定による申告書の提出の際に經由すべき公的年金等支払者が<u>所得税法第203条の6第6項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。</u></p> <p>5（略）</p>
<p>（特別徴収税額）</p> <p>第51条の8 第51条の7の規定により徴収すべき分離課税に係る所得割の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる税額とする。</p> <p>（1）退職手当等の支払を受ける者が提出した次条第1項の規定による申告書（以下この条、次条第2項及び第3項並びに第51条の10第1項において「退職所得申告書」という。）に、その支払うべきことが確定した年において支払うべきことが確定した他の退職手当等で既に支</p>	<p>（特別徴収税額）</p> <p>第51条の8 第51条の7の規定により徴収すべき分離課税に係る所得割の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる税額とする。</p> <p>（1）退職手当等の支払を受ける者が提出した次条第1項の規定による申告書（以下本条、次条第2項及び第51条の10第1項において「退職所得申告書」という。）に、その支払うべきことが確定した年において支払うべきことが確定した他の退職手当等で既に支払がされたもの（次</p>

改正案	現行
<p>払がされたもの（次号及び次条第1項において「支払済みの他の退職手当等」という。）がない旨の記載がある場合、その支払う退職手当等の金額について第51条の3及び第51条の4の規定を適用して計算した税額</p>	<p>号及び次条第1項において「支払済みの他の退職手当等」という。）がない旨の記載がある場合、その支払う退職手当等の金額について第51条の3及び第51条の4の規定を適用して計算した税額</p>
(2) (略)	(2) (略)
2 (略)	2 (略)
(退職所得申告書)	(退職所得申告書)
第51条の9 (略)	第51条の9 (略)
2 (略)	2 (略)
<p>3 第1項の退職手当等の支払を受ける者は、退職所得申告書の提出の際に經由すべき退職手当等の支払をする者が令第48条の18において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該退職所得申告書の提出に代えて、当該退職手当等の支払をする者に対し、当該退職所得申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。</p>	
<p>4 前項の規定の適用がある場合における第2項の規定の適用については、同項中「退職所得申告書が」とあるのは「退職所得申告書に記載すべき事項を」と、「支払をする者に受理されたとき」とあるのは「支払をする者が提供を受けたとき」と、「受理された時」とあるのは「提供を受けた時」とする。</p>	
(環境性能割の税率)	(環境性能割の税率)
<p>第81条の4 次の各号に掲げる三輪以上の軽自動車に対して課する環境性能割の税率は、当該各号に定める率とする。</p>	<p>第81条の4 次の各号に掲げる三輪以上の軽自動車に対して課する環境性能割の税率は、当該各号に定める率とする。</p>
<p>(1) 法第451条第1項（同条第4項又は第5項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けるもの 100分の1</p>	<p>(1) 法第451条第1項（同条第4項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けるもの 100分の1</p>
<p>(2) 法第451条第2項（同条第4項又は第5項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けるもの 100分の2</p>	<p>(2) 法第451条第2項（同条第4項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けるもの 100分の2</p>
(3) (略)	(3) (略)
<p>(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)</p>	<p>(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)</p>
第10条の2 (略)	第10条の2 (略)
2 (略)	2 (略)
<p>3 法附則第15条第27項第1号イに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合</p>	<p>3 法附則第15条第30項第1号イに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合</p>

改正案	現行
は、3分の2とする。	は、3分の2とする。
4 法附則第15条第27項第1号ロに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は、3分の2とする。	4 法附則第15条第30項第1号ロに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は、3分の2とする。
5 法附則第15条第27項第1号ハに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は、3分の2とする。	5 法附則第15条第30項第1号ハに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は、3分の2とする。
6 法附則第15条第27項第1号ニに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は、3分の2とする。	6 法附則第15条第30項第1号ニに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は、3分の2とする。
7 法附則第15条第27項第2号イに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は、4分の3とする。	7 法附則第15条第30項第2号イに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は、4分の3とする。
8 法附則第15条第27項第2号ロに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は、4分の3とする。	8 法附則第15条第30項第2号ロに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は、4分の3とする。
9 法附則第15条第27項第2号ハに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は、4分の3とする。	9 法附則第15条第30項第2号ハに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は、4分の3とする。
10 法附則第15条第27項第3号イに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は、2分の1とする。	10 法附則第15条第30項第3号イに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は、2分の1とする。
11 法附則第15条第27項第3号ロに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は、2分の1とする。	11 法附則第15条第30項第3号ロに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は、2分の1とする。
12 法附則第15条第27項第3号ハに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は、2分の1とする。	12 法附則第15条第30項第3号ハに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は、2分の1とする。
13 法附則第15条第30項に規定する市の条例で定める割合は、3分の2とする。	13 法附則第15条第34項に規定する市の条例で定める割合は、3分の2とする。
14 法附則第15条第34項に規定する市の条例で定める割合は、2分の1とする。	14 法附則第15条第38項に規定する市の条例で定める割合は、2分の1とする。
	15 法附則第15条第41項に規定する市の条例で定める割合は、0とする。
15 法附則第15条第42項に規定する市の条例で定める割合は、3分の2とする。	16 法附則第15条第47項に規定する市の条例で定める割合は、3分の2とする。
16・17 (略)	17・18 (略)
(土地に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義)	(土地に対して課する平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義)
第11条 (略)	第11条 (略)
(令和4年度又は令和5年度における土地の価格の特例)	(令和元年度又は令和2年度における土地の価格の特例)

改正案	現行
<p>第11条の2 市の区域内の自然的及び社会的条件からみて類似の利用価値を有すると認められる地域において地価が下落し、かつ、市長が土地の修正前の価格（法附則第17条の2第1項に規定する修正前の価格をいう。）を当該年度分の固定資産税の課税標準とすることが固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認める場合における当該土地に対して課する固定資産税の課税標準は、<u>第59条の規定にかかわらず、令和4年度分又は令和5年度分の固定資産税に限り、当該土地の修正価格（法附則第17条の2第1項に規定する修正価格をいう。）で土地課税台帳等に登録されたものとする。</u></p>	<p>第11条の2 市の区域内の自然的及び社会的条件からみて類似の利用価値を有すると認められる地域において地価が下落し、かつ、市長が土地の修正前の価格（法附則第17条の2第1項に規定する修正前の価格をいう。）を当該年度分の固定資産税の課税標準とすることが固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認める場合における当該土地に対して課する固定資産税の課税標準は、<u>第59条の規定にかかわらず、令和元年度分又は令和2年度分の固定資産税に限り、当該土地の修正価格（法附則第17条の2第1項に規定する修正価格をいう。）で土地課税台帳等に登録されたものとする。</u></p>
<p>2 法附則第17条の2第2項に規定する<u>令和4年度適用土地又は令和4年度類似適用土地</u>であつて、<u>令和5年度分の固定資産税</u>について前項の規定の適用を受けないこととなるものに対して課する同年度分の固定資産税の課税標準は、第59条の規定にかかわらず、修正された価格（法附則第17条の2第2項に規定する修正された価格をいう。）で土地課税台帳等に登録されたものとする。 （宅地等に対して課する<u>令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の特例</u>）</p>	<p>2 法附則第17条の2第2項に規定する<u>令和元年度適用土地又は令和元年度類似適用土地</u>であつて、<u>令和2年度分の固定資産税</u>について前項の規定の適用を受けないこととなるものに対して課する同年度分の固定資産税の課税標準は、第59条の規定にかかわらず、修正された価格（法附則第17条の2第2項に規定する修正された価格をいう。）で土地課税台帳等に登録されたものとする。 （宅地等に対して課する<u>平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の特例</u>）</p>
<p>第12条 宅地等に係る<u>令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。）に100分の5を乗じて得た額を加算した額（令和3年度分の固定資産税にあっては、前年度分の固定資産税の課税標準額）</u>（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「宅地等調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該</p>	<p>第12条 宅地等に係る<u>平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。）に100分の5を乗じて得た額を加算した額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）</u>を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「宅地等調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。</p>

改正案	現行
<p>宅地等調整固定資産税額とする。</p> <p>2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る<u>令和4年度分及び令和5年度分</u>の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。</p> <p>3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る<u>令和4年度分及び令和5年度分</u>の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。</p> <p>4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る<u>令和3年度から令和5年度までの各年度分</u>の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、前年度分の固定資産税の課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額とする。</p> <p>5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る<u>令和3年度から</u></p>	<p>宅地等調整固定資産税額とする。</p> <p>2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る<u>平成30年度から令和2年度までの各年度分</u>の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。</p> <p>3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る<u>平成30年度から令和2年度までの各年度分</u>の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。</p> <p>4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る<u>平成30年度から令和2年度までの各年度分</u>の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、前年度分の固定資産税の課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額とする。</p> <p>5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る<u>平成30年度から</u></p>

改正案	現行																				
<p>令和5年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額とする。</p> <p>（農地に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の特例）</p>	<p>令和2年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額とする。</p> <p>（農地に対して課する平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の特例）</p>																				
<p>第13条 農地に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該農地に係る当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額（当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額。以下この項において同じ。）に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額（令和3年度分の固定資産税にあつては、前年度分の固定資産税の課税標準額）を当該農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「農地調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該農地調整固定資産税額とする。</p>	<p>第13条 農地に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該農地に係る当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額（当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「農地調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該農地調整固定資産税額とする。</p>																				
<table border="1"> <thead> <tr> <th>負担水準の区分</th> <th>負担調整率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0.9以上のもの</td> <td>1.025</td> </tr> <tr> <td>0.8以上0.9未満のもの</td> <td>1.05</td> </tr> <tr> <td>0.7以上0.8未満のもの</td> <td>1.075</td> </tr> <tr> <td>0.7未満のもの</td> <td>1.1</td> </tr> </tbody> </table>	負担水準の区分	負担調整率	0.9以上のもの	1.025	0.8以上0.9未満のもの	1.05	0.7以上0.8未満のもの	1.075	0.7未満のもの	1.1	<table border="1"> <thead> <tr> <th>負担水準の区分</th> <th>負担調整率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0.9以上のもの</td> <td>1.025</td> </tr> <tr> <td>0.8以上0.9未満のもの</td> <td>1.05</td> </tr> <tr> <td>0.7以上0.8未満のもの</td> <td>1.075</td> </tr> <tr> <td>0.7未満のもの</td> <td>1.1</td> </tr> </tbody> </table>	負担水準の区分	負担調整率	0.9以上のもの	1.025	0.8以上0.9未満のもの	1.05	0.7以上0.8未満のもの	1.075	0.7未満のもの	1.1
負担水準の区分	負担調整率																				
0.9以上のもの	1.025																				
0.8以上0.9未満のもの	1.05																				
0.7以上0.8未満のもの	1.075																				
0.7未満のもの	1.1																				
負担水準の区分	負担調整率																				
0.9以上のもの	1.025																				
0.8以上0.9未満のもの	1.05																				
0.7以上0.8未満のもの	1.075																				
0.7未満のもの	1.1																				
<p>（特別土地保有税の課税の特例）</p> <p>第15条 附則第12条第1項から第5項までの規定の適用がある宅地等（附則第11条第2号に掲げる宅地等をいうものとし、法第349条の3、第349条の3の2又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用がある宅地等を除く。）に対して課す</p>	<p>（特別土地保有税の課税の特例）</p> <p>第15条 附則第12条第1項から第5項までの規定の適用がある宅地等（附則第11条第2号に掲げる宅地等をいうものとし、法第349条の3、第349条の3の2又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用がある宅地等を除く。）に対して課す</p>																				

改正案	現行
<p>る令和3年度から令和5年度までの各年度分の特別土地保有税については、第130条第1号中「当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格」とあるのは「当該年度分の固定資産税に係る附則第12条第1項から第5項までに規定する課税標準となるべき額」とする。</p>	<p>る平成30年度から令和2年度までの各年度分の特別土地保有税については、第130条第1号中「当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格」とあるのは「当該年度分の固定資産税に係る附則第12条第1項から第5項までに規定する課税標準となるべき額」とする。</p>
<p>2 法附則第11条の5第1項に規定する宅地評価土地の取得のうち平成18年1月1日から令和6年3月31日までの間にされたものに対して課する特別土地保有税については、第130条第2号中「不動産取得税の課税標準となるべき価格」とあるのは「不動産取得税の課税標準となるべき価格（法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における課税標準となるべき価格をいう。）に2分の1を乗じて得た額」とし、「令第54条の38第1項に規定する価格」とあるのは「令第54条の38第1項に規定する価格（法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における価格をいう。）に2分の1を乗じて得た額」とする。</p>	<p>2 法附則第11条の5第1項に規定する宅地評価土地の取得のうち平成18年1月1日から令和3年3月31日までの間にされたものに対して課する特別土地保有税については、第130条第2号中「不動産取得税の課税標準となるべき価格」とあるのは「不動産取得税の課税標準となるべき価格（法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における課税標準となるべき価格をいう。）に2分の1を乗じて得た額」とし、「令第54条の38第1項に規定する価格」とあるのは「令第54条の38第1項に規定する価格（法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における価格をいう。）に2分の1を乗じて得た額」とする。</p>
<p>3～5 (略) (軽自動車税の環境性能割の非課税)</p>	<p>3～5 (略) (軽自動車税の環境性能割の非課税)</p>
<p>第15条の2 法第451条第1項第1号(同条第4項又は第5項において準用する場合を含む。)に掲げる三輪以上の軽自動車(自家用のものに限る。以下この条において同じ。)に対しては、当該三輪以上の軽自動車の取得が令和元年10月1日から令和3年12月31日までの間(附則第15条の6第3項において「特定期間」という。)に行われたときに限り、第80条第1項の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。</p>	<p>第15条の2 法第451条第1項第1号(同条第4項において準用する場合を含む。)に掲げる三輪以上の軽自動車(自家用のものに限る。以下この条において同じ。)に対しては、当該三輪以上の軽自動車の取得が令和元年10月1日から令和3年3月31日までの間(附則第15条の6第3項において「特定期間」という。)に行われたときに限り、第80条第1項の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。</p>
<p>(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例) 第15条の2の2 (略)</p>	<p>(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例) 第15条の2の2 (略)</p>
<p>2 県知事は、当分の間、前項の規定により行う軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関し、三輪以上の軽自動車(法第446条第1項(同条第2項又は第3項において準用する場合を含む。))又は法第451条第1項若しくは第2項(これらの規定を同条第4項又は第5項において準用する場合を含む。)の適用を受ける三輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等(法附則第29条の9第3項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同</p>	<p>2 県知事は、当分の間、前項の規定により行う軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関し、三輪以上の軽自動車(法第446条第1項(同条第2項において準用する場合を含む。))又は法第451条第1項若しくは第2項(これらの規定を同条第4項において準用する場合を含む。)の適用を受ける三輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等(法附則第29条の9第3項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同</p>

改正案	現行																														
<p>じ。)に基づき当該判断をするものとする。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>(軽自動車税の種別割の税率の特例)</p> <p>第16条 法附則第30条第1項に規定する三輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定(次項から第8項までにおいて「初回車両番号指定」という。)を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第82条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1" data-bbox="172 748 746 981"> <tr><td>第2号ア(イ)</td><td>3,900円</td><td>4,600円</td></tr> <tr><td>第2号ア(ウ)</td><td>6,900円</td><td>8,200円</td></tr> <tr><td>a</td><td>10,800円</td><td>12,900円</td></tr> <tr><td>第2号ア(ウ)</td><td>3,800円</td><td>4,500円</td></tr> <tr><td>b</td><td>5,000円</td><td>6,000円</td></tr> </table>	第2号ア(イ)	3,900円	4,600円	第2号ア(ウ)	6,900円	8,200円	a	10,800円	12,900円	第2号ア(ウ)	3,800円	4,500円	b	5,000円	6,000円	<p>断をするものとする。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>(軽自動車税の種別割の税率の特例)</p> <p>第16条 法附則第30条第1項に規定する三輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定(次項から第5項までにおいて「初回車両番号指定」という。)を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第82条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1" data-bbox="852 748 1426 981"> <tr><td>第2号ア(イ)</td><td>3,900円</td><td>4,600円</td></tr> <tr><td>第2号ア(ウ)</td><td>6,900円</td><td>8,200円</td></tr> <tr><td>a</td><td>10,800円</td><td>12,900円</td></tr> <tr><td>第2号ア(ウ)</td><td>3,800円</td><td>4,500円</td></tr> <tr><td>b</td><td>5,000円</td><td>6,000円</td></tr> </table>	第2号ア(イ)	3,900円	4,600円	第2号ア(ウ)	6,900円	8,200円	a	10,800円	12,900円	第2号ア(ウ)	3,800円	4,500円	b	5,000円	6,000円
第2号ア(イ)	3,900円	4,600円																													
第2号ア(ウ)	6,900円	8,200円																													
a	10,800円	12,900円																													
第2号ア(ウ)	3,800円	4,500円																													
b	5,000円	6,000円																													
第2号ア(イ)	3,900円	4,600円																													
第2号ア(ウ)	6,900円	8,200円																													
a	10,800円	12,900円																													
第2号ア(ウ)	3,800円	4,500円																													
b	5,000円	6,000円																													
<p>2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1" data-bbox="172 1469 746 1702"> <tr><td>第2号ア(イ)</td><td>3,900円</td><td>1,000円</td></tr> <tr><td>第2号ア(ウ)</td><td>6,900円</td><td>1,800円</td></tr> <tr><td>a</td><td>10,800円</td><td>2,700円</td></tr> <tr><td>第2号ア(ウ)</td><td>3,800円</td><td>1,000円</td></tr> <tr><td>b</td><td>5,000円</td><td>1,300円</td></tr> </table>	第2号ア(イ)	3,900円	1,000円	第2号ア(ウ)	6,900円	1,800円	a	10,800円	2,700円	第2号ア(ウ)	3,800円	1,000円	b	5,000円	1,300円	<p>2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車に対する第82条の規定の適用については、<u>当該軽自動車</u>が平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り、<u>当該軽自動車</u>が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1" data-bbox="852 1469 1426 1702"> <tr><td>第2号ア(イ)</td><td>3,900円</td><td>1,000円</td></tr> <tr><td>第2号ア(ウ)</td><td>6,900円</td><td>1,800円</td></tr> <tr><td>a</td><td>10,800円</td><td>2,700円</td></tr> <tr><td>第2号ア(ウ)</td><td>3,800円</td><td>1,000円</td></tr> <tr><td>b</td><td>5,000円</td><td>1,300円</td></tr> </table>	第2号ア(イ)	3,900円	1,000円	第2号ア(ウ)	6,900円	1,800円	a	10,800円	2,700円	第2号ア(ウ)	3,800円	1,000円	b	5,000円	1,300円
第2号ア(イ)	3,900円	1,000円																													
第2号ア(ウ)	6,900円	1,800円																													
a	10,800円	2,700円																													
第2号ア(ウ)	3,800円	1,000円																													
b	5,000円	1,300円																													
第2号ア(イ)	3,900円	1,000円																													
第2号ア(ウ)	6,900円	1,800円																													
a	10,800円	2,700円																													
第2号ア(ウ)	3,800円	1,000円																													
b	5,000円	1,300円																													
<p>3 法附則第30条第3項第1号及び第2号に掲げる法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車(以下この条において「ガソリン軽自動車」という。)のうち三輪以上のものに対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車<del>が</del>令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる</p>	<p>3 法附則第30条第3項第1号及び第2号に掲げる法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車(以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。)のうち三輪以上のものに対する第82条の規定の適用については、<u>当該ガソリン軽自動車</u>が平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り、<u>当該ガソリン軽自動車</u>が令和2年4月1日か</p>																														

改正案	現行																														
<p>字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>	<p>ら令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>																														
<table border="1"> <tr><td>第2号ア(イ)</td><td>3,900円</td><td>2,000円</td></tr> <tr><td>第2号ア(ウ)</td><td>6,900円</td><td>3,500円</td></tr> <tr><td>a</td><td>10,800円</td><td>5,400円</td></tr> <tr><td>第2号ア(ウ)</td><td>3,800円</td><td>1,900円</td></tr> <tr><td>b</td><td>5,000円</td><td>2,500円</td></tr> </table>	第2号ア(イ)	3,900円	2,000円	第2号ア(ウ)	6,900円	3,500円	a	10,800円	5,400円	第2号ア(ウ)	3,800円	1,900円	b	5,000円	2,500円	<table border="1"> <tr><td>第2号ア(イ)</td><td>3,900円</td><td>2,000円</td></tr> <tr><td>第2号ア(ウ)</td><td>6,900円</td><td>3,500円</td></tr> <tr><td>a</td><td>10,800円</td><td>5,400円</td></tr> <tr><td>第2号ア(ウ)</td><td>3,800円</td><td>1,900円</td></tr> <tr><td>b</td><td>5,000円</td><td>2,500円</td></tr> </table>	第2号ア(イ)	3,900円	2,000円	第2号ア(ウ)	6,900円	3,500円	a	10,800円	5,400円	第2号ア(ウ)	3,800円	1,900円	b	5,000円	2,500円
第2号ア(イ)	3,900円	2,000円																													
第2号ア(ウ)	6,900円	3,500円																													
a	10,800円	5,400円																													
第2号ア(ウ)	3,800円	1,900円																													
b	5,000円	2,500円																													
第2号ア(イ)	3,900円	2,000円																													
第2号ア(ウ)	6,900円	3,500円																													
a	10,800円	5,400円																													
第2号ア(ウ)	3,800円	1,900円																													
b	5,000円	2,500円																													
<p>4 法附則第30条第4項第1号及び第2号に掲げるガソリン軽自動車のうち三輪以上のもの（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車<del>が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</del></p>	<p>4 法附則第30条第4項第1号及び第2号に掲げるガソリン軽自動車のうち三輪以上のもの（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第82条の規定の適用については、<u>当該ガソリン軽自動車<del>が平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車<del>が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</del></del></u></p>																														
<table border="1"> <tr><td>第2号ア(イ)</td><td>3,900円</td><td>3,000円</td></tr> <tr><td>第2号ア(ウ)</td><td>6,900円</td><td>5,200円</td></tr> <tr><td>a</td><td>10,800円</td><td>8,100円</td></tr> <tr><td>第2号ア(ウ)</td><td>3,800円</td><td>2,900円</td></tr> <tr><td>b</td><td>5,000円</td><td>3,800円</td></tr> </table>	第2号ア(イ)	3,900円	3,000円	第2号ア(ウ)	6,900円	5,200円	a	10,800円	8,100円	第2号ア(ウ)	3,800円	2,900円	b	5,000円	3,800円	<table border="1"> <tr><td>第2号ア(イ)</td><td>3,900円</td><td>3,000円</td></tr> <tr><td>第2号ア(ウ)</td><td>6,900円</td><td>5,200円</td></tr> <tr><td>a</td><td>10,800円</td><td>8,100円</td></tr> <tr><td>第2号ア(ウ)</td><td>3,800円</td><td>2,900円</td></tr> <tr><td>b</td><td>5,000円</td><td>3,800円</td></tr> </table>	第2号ア(イ)	3,900円	3,000円	第2号ア(ウ)	6,900円	5,200円	a	10,800円	8,100円	第2号ア(ウ)	3,800円	2,900円	b	5,000円	3,800円
第2号ア(イ)	3,900円	3,000円																													
第2号ア(ウ)	6,900円	5,200円																													
a	10,800円	8,100円																													
第2号ア(ウ)	3,800円	2,900円																													
b	5,000円	3,800円																													
第2号ア(イ)	3,900円	3,000円																													
第2号ア(ウ)	6,900円	5,200円																													
a	10,800円	8,100円																													
第2号ア(ウ)	3,800円	2,900円																													
b	5,000円	3,800円																													
<p>5 (略)</p>	<p>5 (略)</p>																														
<p>6 <u>法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車（自家用の乗用のものを除く。）に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車<del>が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車<del>が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第2項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</del></del></u></p>																															
<p>7 法附則第30条第7項の規定の適用を受ける三輪以上のガソリン軽自動車（営業用の乗用のもの</p>																															

改正案	現行
<p>に限る。)に対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車<del>が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車<del>が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第3項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</del></del></p>	
<p>8 法附則第30条第8項の規定の適用を受ける三輪以上のガソリン軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除き、営業用の乗用のものに限る。）に対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車<del>が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車<del>が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第4項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</del></del></p>	
<p>（軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例）</p>	<p>（軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例）</p>
<p>第16条の2 市長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、三輪以上の軽自動車<del>が前条第2項から第8項までの規定の適用を受ける三輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。</del></p>	<p>第16条の2 市長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、三輪以上の軽自動車<del>が前条第2項から第5項までの規定の適用を受ける三輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。</del></p>
<p>2・3 （略）</p>	<p>2・3 （略）</p>
<p>（新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例）</p>	<p>（新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例）</p>
<p>第30条 （略）</p>	<p>第30条 （略）</p>
<p>2 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき<del>新型コロナウイルス感染症特例法第6条の2第1項の規定の適用を受けた場合における附則第7条の2の2第1項の規定の適用については、同項中「令和15年度」とあるのは「令和17年度」と、「令和3年」とあるのは「令和4年」とする。</del></p>	

名張市市税条例の一部を改正する条例（第2条関係）

改正案	現行
<p>第2条 名張市市税条例の一部を次のように改正する。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>第46条第1項中「第4項、第19項、第22項及び第23項」を「第31項、第34項及び第35項」に、「第10項、第11項及び第13項」を「第9項、第10項及び第12項」に、「第4項、第19項及び第23項」を「第31項及び第35項」に、「同条第22項」を「同条第34項」に、「第3項」を「第2項後段」に改め、同条第2項中「第66条の7第5項及び第11項又は第68条の91第4項及び第10項」を「第66条の7第4項及び第10項」に、「第321条の8第24項」を「第321条の8第36項」に改め、同条第3項中「第66条の9の3第4項及び第10項又は第68条の93の3第4項及び第10項」を「第66条の9の3第3項及び第9項」に、「第321条の8第25項」を「第321条の8第37項」に改め、同条第4項中「第321条の8第26項」を「第321条の8第38項」に改め、同条第5項中「第321条の8第22項」を「第321条の8第34項」に、「同条第21項」を「同条第33項」に、「第4項又は第19項」を「又は第31項」に、「同条第23項」を「同条第35項」に改め、同条第6項中「第4項又は第19項」を「又は第31項」に、「同条第22項」を「同条第34項」に、「第321条の8第23項」を「第321条の8第35項」に改め、同条第7項中「第321条の8第22項」を「第321条の8第34項」に、「第4項又は第19項」を「又は第31項」に改め、同項第2号中「第321条の8第23項」を「第321条の8第35項」に改め、同条第9項を削り、同条第10項中「第321条の8第42項」を「<u>第321条の8第60項</u>」に、「同条第42項」を「<u>同条第60項</u>」に、「第12項」を「第11項」に改め、同項を同条第9項とし、同条第11項を同条第10項とし、同条第12項中「第10項」を「第9項」に改め、同項を同条第11項とし、同条第13項中「第10項」を「第9項」に、「第75条の4第2項」を「第75条の5第2項」に改め、同項を同条第12項とし、同条第14項を同条第13項とし、同条第15項中「第13項」を「第12項」に、「第10項」を「第9項」に改め、同項を同条第14項とし、同条第16項中「第13項前段」を「第12項前段」</p>	<p>第2条 名張市市税条例の一部を次のように改正する。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>第46条第1項中「第4項、第19項、第22項及び第23項」を「第31項、第34項及び第35項」に、「第10項、第11項及び第13項」を「第9項、第10項及び第12項」に、「第4項、第19項及び第23項」を「第31項及び第35項」に、「同条第22項」を「同条第34項」に、「第3項」を「第2項後段」に改め、同条第2項中「第66条の7第5項及び第11項又は第68条の91第4項及び第10項」を「第66条の7第4項及び第10項」に、「第321条の8第24項」を「第321条の8第36項」に改め、同条第3項中「第66条の9の3第4項及び第10項又は第68条の93の3第4項及び第10項」を「第66条の9の3第3項及び第9項」に、「第321条の8第25項」を「第321条の8第37項」に改め、同条第4項中「第321条の8第26項」を「第321条の8第38項」に改め、同条第5項中「第321条の8第22項」を「第321条の8第34項」に、「同条第21項」を「同条第33項」に、「第4項又は第19項」を「又は第31項」に、「同条第23項」を「同条第35項」に改め、同条第6項中「第4項又は第19項」を「又は第31項」に、「同条第22項」を「同条第34項」に、「第321条の8第23項」を「第321条の8第35項」に改め、同条第7項中「第321条の8第22項」を「第321条の8第34項」に、「第4項又は第19項」を「又は第31項」に改め、同項第2号中「第321条の8第23項」を「第321条の8第35項」に改め、同条第9項を削り、同条第10項中「第321条の8第42項」を「<u>第321条の8第52項</u>」に、「同条第42項」を「<u>同条第52項</u>」に、「第12項」を「第11項」に改め、同項を同条第9項とし、同条第11項を同条第10項とし、同条第12項中「第10項」を「第9項」に改め、同項を同条第11項とし、同条第13項中「第10項」を「第9項」に、「第75条の4第2項」を「第75条の5第2項」に改め、同項を同条第12項とし、同条第14項を同条第13項とし、同条第15項中「第13項」を「第12項」に、「第10項」を「第9項」に改め、同項を同条第14項とし、同条第16項中「第13項前段」を「第12項前段」</p>

改正案	現行
<p>に、「第321条の8第51項」を「<u>第321条の8第69項</u>」に、「第10項」を「第9項」に改め、同項を同条第15項とし、同条第17項中「第13項後段」を「第12項後段」に、「第15項」を「第14項」に、「第75条の4第3項若しくは第6項（同法第81条の24の3第2項において準用する場合を含む。）」を「第75条の5第3項若しくは第6項」に、「第10項」を「第9項」に改め、同項を同条第16項とする。</p> <p>第48条第2項中「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に、「同条第23項」を「同条第35項」に、「、第2項又は第4項」を「又は第2項」に改め、同条第3項中「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に改め、「（同条第2項又は第4項に規定する申告書を提出すべき法人が連結子法人の場合には、当該連結子法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人（法人税法第2条第12号の6の7に規定する連結親法人をいう。以下この項において同じ。）若しくは連結完全支配関係があった連結親法人が法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定を受けたこと。次項第2号において同じ。）」を削り、同条第4項中「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に、「<u>第48条の15の5第4項</u>」を「<u>第48条の15の4第4項</u>」に改める。</p> <p><u>第50条第3項中「第48条の15の5第4項」を「第48条の15の4第4項」に改め、同条第4項から第6項までを削る。</u></p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>附則第3条の2第2項中「及び第4項」を削る。</p> <p><u>附則第4条第1項中「及び第4項」及び「又は法人税法第81条の24第1項の規定により延長された法第321条の8第4項に規定する申告書の提出期限」を削り、同条第2項中「又は法第321条の8第4項に規定する連結法人税額の課税標準の算定期間」を削る。</u></p> <p style="text-align: center;">(略)</p>	<p>に、「第321条の8第51項」を「<u>第321条の8第61項</u>」に、「第10項」を「第9項」に改め、同項を同条第15項とし、同条第17項中「第13項後段」を「第12項後段」に、「第15項」を「第14項」に、「第75条の4第3項若しくは第6項（同法第81条の24の3第2項において準用する場合を含む。）」を「第75条の5第3項若しくは第6項」に、「第10項」を「第9項」に改め、同項を同条第16項とする。</p> <p>第48条第2項中「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に、「同条第23項」を「同条第35項」に、「、第2項又は第4項」を「又は第2項」に改め、同条第3項中「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に改め、「（同条第2項又は第4項に規定する申告書を提出すべき法人が連結子法人の場合には、当該連結子法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人（法人税法第2条第12号の6の7に規定する連結親法人をいう。以下この項において同じ。）若しくは連結完全支配関係があった連結親法人が法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定を受けたこと。次項第2号において同じ。）」を削り、同条第4項中「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に改める。</p> <p style="text-align: center;">第50条第4項から第6項までを削る。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>附則第3条の2第2項中「及び第4項」を削る。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p>

名張市個人情報保護条例及び名張市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について

### 1. 改正理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、関係条例について所要の改正を行うものである。

### 2. 改正内容

次に掲げる条例の規定について、法律の改正に伴い生じる号ずれ等を整理する。

(1) 名張市個人情報保護条例

(2) 名張市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例

### 3. 施行期日

令和3年9月1日から施行する。

名張市個人情報保護条例及び名張市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

名張市個人情報保護条例（第1条関係）

改正案	現行
<p>(保有個人情報の提供先への通知)</p> <p>第25条の7 実施機関は、訂正決定に基づく保有個人情報の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、当該保有個人情報の提供先（情報提供等記録にあっては、<u>内閣総理大臣</u>及び番号法第19条第8号に規定する情報照会者又は情報提供者（当該訂正に係る情報提供等記録に記録された者であって、当該実施機関以外のものに限る。））に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。</p>	<p>(保有個人情報の提供先への通知)</p> <p>第25条の7 実施機関は、訂正決定に基づく保有個人情報の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、当該保有個人情報の提供先（情報提供等記録にあっては、<u>総務大臣</u>及び番号法第19条第7号に規定する情報照会者又は情報提供者（当該訂正に係る情報提供等記録に記録された者であって、当該実施機関以外のものに限る。））に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。</p>

名張市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（第2条関係）

改正案	現行																		
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）第9条第2項の規定による個人番号の利用及び<u>法第19条第11号</u>の規定による特定個人情報の提供に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(特定個人情報の提供)</p> <p>第5条 <u>法第19条第11号</u>の条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、次の各号のいずれかに該当するときとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>別表第1（第4条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>執行機関</th> <th>事務</th> <th>特定個人情報</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 市長～3 市長</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>4 市長</td> <td>生活に困窮する外国人に対して行う生活保護法の取扱いに準じた保護の決定及び実施、就労</td> <td>法別表第2の26の項特定個人情報の欄に掲げる特定個人情報（市長</td> </tr> </tbody> </table>	執行機関	事務	特定個人情報	1 市長～3 市長	(略)	(略)	4 市長	生活に困窮する外国人に対して行う生活保護法の取扱いに準じた保護の決定及び実施、就労	法別表第2の26の項特定個人情報の欄に掲げる特定個人情報（市長	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）第9条第2項の規定による個人番号の利用及び<u>法第19条第10号</u>の規定による特定個人情報の提供に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(特定個人情報の提供)</p> <p>第5条 <u>法第19条第10号</u>の条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、次の各号のいずれかに該当するときとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>別表第1（第4条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>執行機関</th> <th>事務</th> <th>特定個人情報</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 市長～3 市長</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>4 市長</td> <td>生活に困窮する外国人に対して行う生活保護法の取扱いに準じた保護の決定及び実施、就労</td> <td>法別表第2の26の項特定個人情報の欄に掲げる特定個人情報（市長</td> </tr> </tbody> </table>	執行機関	事務	特定個人情報	1 市長～3 市長	(略)	(略)	4 市長	生活に困窮する外国人に対して行う生活保護法の取扱いに準じた保護の決定及び実施、就労	法別表第2の26の項特定個人情報の欄に掲げる特定個人情報（市長
執行機関	事務	特定個人情報																	
1 市長～3 市長	(略)	(略)																	
4 市長	生活に困窮する外国人に対して行う生活保護法の取扱いに準じた保護の決定及び実施、就労	法別表第2の26の項特定個人情報の欄に掲げる特定個人情報（市長																	
執行機関	事務	特定個人情報																	
1 市長～3 市長	(略)	(略)																	
4 市長	生活に困窮する外国人に対して行う生活保護法の取扱いに準じた保護の決定及び実施、就労	法別表第2の26の項特定個人情報の欄に掲げる特定個人情報（市長																	

改正案		現行		
	<p>自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務（以下「生活困窮外国人の保護関係事務」という。）</p>	<p>が情報提供者（<u>法第19条第8号</u>に規定する情報提供者をいう。以下同じ。）となるものに限る。）</p>	<p>自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務（以下「生活困窮外国人の保護関係事務」という。）</p>	<p>が情報提供者（<u>法第19条第7号</u>に規定する情報提供者をいう。以下同じ。）となるものに限る。）</p>

## 名張市ケアラー支援の推進に関する条例の制定について

### 1. 制定理由

ケアラー支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって全てのケアラーが自分らしく、健康で文化的な生活を営むことができる地域社会の実現に寄与することを目的として、当該施策の基本となる事項等を定めるものである。

### 2. 制定内容

ケアラーの支援に関する施策の基本となる事項等として、次に掲げる事項を定める。

- (1) 基本理念
- (2) 市の責務
- (3) 市民、事業者及び関係機関の役割
- (4) 市の施策の実施に関すること。

### 3. 施行期日

公布の日から施行する。

## 名張市手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について

### 1. 改正理由

建築基準法に基づく中間検査の対象となる建築物の用途及び規模が拡大したことに伴い、本市が行うこととなる中間検査等に係る事務の手数料について規定を設けるほか、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、地方公共団体情報システム機構からの受託により本市が徴収の事務を行うこととなる個人番号カードの再交付に係る手数料に関する規定を削除するため、所要の改正を行うものである。

### 2. 改正内容

- (1) 建築基準法に基づく中間検査の申請及び特定工程に係る工事が終了した旨の通知に対する審査について、手数料の規定を設ける。
- (2) (1) の審査の対象となる特定工程に係る建築物を建築した場合の完了検査等について、手数料の規定を設ける。
- (3) 個人番号カードの再交付に係る手数料に関する規定を削除する。
- (4) その他所要の改正を行う。

### 3. 施行期日

令和3年7月1日（一部規定については、同年9月1日）から施行する。

名張市手数料徴収条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正案				現行			
(種類及び金額) 第2条 手数料の種類及び金額は、別表第1から別表第23までに定めるとおりとする。 2 (略) 別表第1 (第2条関係)				(種類及び金額) 第2条 手数料の種類及び金額は、別表第1から別表第22までに定めるとおりとする。 2 (略) 別表第1 (第2条関係)			
号	手数料の種類	金額		号	手数料の種類	金額	
1 ～ 11	(略)	(略)		1 ～ 11	(略)	(略)	
12	削除			12	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第17条第1項の規定により交付する個人番号カードの再交付	1件につき	800円
13 ～ 38	(略)	(略)		13 ～ 38	(略)	(略)	
別表第3 (第2条関係) 建築基準法(昭和25年法律第201号)関係				別表第3 (第2条関係) 建築基準法(昭和25年法律第201号)関係			
号	手数料を徴収する事務	手数料の名称	手数料の額	号	手数料を徴収する事務	手数料の名称	手数料の額
1	建築基準法(以下この表において「法」という。)第6条第1項(法第88条第1項において準用する場合を含む。)の規定に基づく確認の申請又は法第18条第2項(法第88条第1項において準用する場合を含む。)の規定	確認申請又は計画通知手数料	別表第4に定める金額	1	建築基準法(以下この表において「法」という。)第6条第1項の規定に基づく確認の申請又は法第18条第2項の規定に基づく通知(法第88条第1項において準用する場合を含む。)に対する審査	確認申請又は計画通知手数料	別表第4に定める金額

改正案				現行			
	に基づく通知に対する審査						
2	法第7条第1項(法第88条第1項において準用する場合を含む。)の規定に基づく検査の申請又は法第18条第16項(法第88条第1項において準用する場合を含む。)の規定に基づく通知に対する審査	完了検査申請又は完了通知手数料	別表第5に定める金額	2	法第7条第1項の規定に基づく検査の申請又は法第18条第16項の規定に基づく通知(法第88条第1項において準用する場合を含む。)に対する審査	完了検査申請又は完了通知手数料	別表第5に定める金額
3	法第7条の3第1項(法第88条第1項において準用する場合を含む。)の規定に基づく検査の申請又は法第18条第19項(法第88条第1項において準用する場合を含む。)の規定に基づく通知に対する審査	中間検査申請又は特定工程工事終了通知手数料	別表第6に定める金額				
4 ～ 15	(略)	(略)	(略)	3 ～ 14	(略)	(略)	(略)

別表第4 (第2条関係)

別表第4 (第2条関係)

建築基準法に基づく確認申請又は計画通知手数料

改正案	現行																				
料																					
1～5 (略)	1～5 (略)																				
別表第5 (第2条関係)	別表第5 (第2条関係)																				
建築基準法に基づく完了検査申請又は完了通知																					
手数料																					
1 建築物(建築基準法第7条の3第1項の特定工程に係る建築物を除く。)を建築した場合(移転した場合(同一敷地内において移転した場合に限る。以下この表において同じ。)を除く。)	1 建築物を建築した場合(移転した場合(同一敷地内において移転した場合に限る。以下この表において同じ。)を除く。)																				
<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;">床面積の合計</td> <td style="text-align: center;">手数料の金額</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </table>	床面積の合計	手数料の金額	(略)	(略)	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;">床面積の合計</td> <td style="text-align: center;">手数料の金額</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </table>	床面積の合計	手数料の金額	(略)	(略)												
床面積の合計	手数料の金額																				
(略)	(略)																				
床面積の合計	手数料の金額																				
(略)	(略)																				
2 建築物(建築基準法第7条の3第1項の特定工程に係る建築物に限る。)を建築した場合(移転した場合を除く。)																					
<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;">床面積の合計</td> <td style="text-align: center;">手数料の金額</td> </tr> <tr> <td>30平方メートル以内のもの</td> <td style="text-align: center;">17,000円</td> </tr> <tr> <td>30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの</td> <td style="text-align: center;">21,000円</td> </tr> <tr> <td>100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの</td> <td style="text-align: center;">34,000円</td> </tr> <tr> <td>200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの</td> <td style="text-align: center;">49,000円</td> </tr> <tr> <td>500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの</td> <td style="text-align: center;">64,000円</td> </tr> <tr> <td>1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの</td> <td style="text-align: center;">89,000円</td> </tr> <tr> <td>2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの</td> <td style="text-align: center;">164,000円</td> </tr> <tr> <td>10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの</td> <td style="text-align: center;">237,000円</td> </tr> <tr> <td>50,000平方メートルを超えるもの</td> <td style="text-align: center;">443,000円</td> </tr> </table>	床面積の合計	手数料の金額	30平方メートル以内のもの	17,000円	30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの	21,000円	100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの	34,000円	200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの	49,000円	500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	64,000円	1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	89,000円	2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	164,000円	10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの	237,000円	50,000平方メートルを超えるもの	443,000円	
床面積の合計	手数料の金額																				
30平方メートル以内のもの	17,000円																				
30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの	21,000円																				
100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの	34,000円																				
200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの	49,000円																				
500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	64,000円																				
1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	89,000円																				
2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	164,000円																				
10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの	237,000円																				
50,000平方メートルを超えるもの	443,000円																				
3 建築物を移転した場合	2 建築物を移転した場合																				
<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 15%;">手数料の金額</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </table>	手数料の金額	(略)	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 15%;">手数料の金額</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </table>	手数料の金額	(略)																
手数料の金額	(略)																				
手数料の金額	(略)																				
4 工作物	3 工作物																				
<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;">区分</td> <td style="text-align: center;">手数料の金額</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </table>	区分	手数料の金額	(略)	(略)	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;">区分</td> <td style="text-align: center;">手数料の金額</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </table>	区分	手数料の金額	(略)	(略)												
区分	手数料の金額																				
(略)	(略)																				
区分	手数料の金額																				
(略)	(略)																				
別表第6 (第2条関係)																					

改正案		現行	
建築基準法に基づく中間検査申請又は特定工程 工事終了通知手数料			
	床面積の合計		手数料の 金額
	30平方メートル以内のもの		17,000円
	30平方メートルを超え100平方 メートル以内のもの		21,000円
	100平方メートルを超え200平方 メートル以内のもの		33,000円
	200平方メートルを超え500平方 メートル以内のもの		47,000円
	500平方メートルを超え1,000平 方メートル以内のもの		62,000円
	1,000平方メートルを超え2,000 平方メートル以内のもの		84,000円
	2,000平方メートルを超え 10,000平方メートル以内のもの		143,000円
	10,000平方メートルを超え 50,000平方メートル以内のもの		204,000円
	50,000平方メートルを超えるも の		391,000円
別表第7（第2条関係）		別表第6（第2条関係）	
長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20 年法律第87号）関係		長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20 年法律第87号）関係	
号	手数料を徴収する 事務	手数料の 名称	手数料の額
1	長期優良住宅の普 及の促進に関する 法律（以下この表 において「法」と いう。）第5条第 1項及び第2項の 規定に基づく長期 優良住宅建築等計 画の認定の申請に 対する審査	長期優良 住宅建築 等計画認 定申請手 数料	別表第8に 定める金額 （法第6条 第2項の規 定による申 出がある場 合には、別 表第4に定 める金額を 加算した金 額）
2	法第5条第3項の 規定に基づく長期 優良住宅建築等計 画の認定の申請に 対する審査	長期優良 住宅建築 等計画（分 譲事業者 単独作成）	別表第9に 定める金額 （法第6条 第2項の規 定による申
号	手数料を徴収する 事務	手数料の 名称	手数料の額
1	長期優良住宅の普 及の促進に関する 法律（以下この表 において「法」と いう。）第5条第 1項及び第2項の 規定に基づく長期 優良住宅建築等計 画の認定の申請に 対する審査	長期優良 住宅建築 等計画認 定申請手 数料	別表第7に 定める金額 （法第6条 第2項の規 定による申 出がある場 合には、別 表第4に定 める金額を 加算した金 額）
2	法第5条第3項の 規定に基づく長期 優良住宅建築等計 画の認定の申請に 対する審査	長期優良 住宅建築 等計画（分 譲事業者 単独作成）	別表第8に 定める金額 （法第6条 第2項の規 定による申

改正案				現行			
		認定申請 手数料	出がある場 合には、別 表第4に定 める金額を 加算した金 額)			認定申請 手数料	出がある場 合には、別 表第4に定 める金額を 加算した金 額)
3	法第8条第1項の規定に基づく認定を受けた長期優良住宅建築等計画（法第5条第3項の規定による認定の申請に基づき法第6条第1項の認定を受けたもので法第9条第1項の規定に基づく認定を受けていないものを除く。）の変更の認定の申請に対する審査	長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料	別表第10に定める金額（法第6条第2項の規定による申出がある場合には、別表第4に定める金額を加算した金額）	3	法第8条第1項の規定に基づく認定を受けた長期優良住宅建築等計画（法第5条第3項の規定による認定の申請に基づき法第6条第1項の認定を受けたもので法第9条第1項の規定に基づく認定を受けていないものを除く。）の変更の認定の申請に対する審査	長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料	別表第9に定める金額（法第6条第2項の規定による申出がある場合には、別表第4に定める金額を加算した金額）
4	法第8条第1項の規定に基づく認定を受けた長期優良住宅建築等計画（分譲事業者単独作成）（法第5条第3項の規定による認定の申請に基づき法第6条第1項の認定を受けたもので法第9条第1項の規定に基づく認定を受けていないものに限る。）の変更の認定の申請に対する審査	長期優良住宅建築等計画（分譲事業者単独作成）変更認定申請手数料	別表第11に定める金額（法第6条第2項の規定による申出がある場合には、別表第4に定める金額を加算した金額）	4	法第8条第1項の規定に基づく認定を受けた長期優良住宅建築等計画（分譲事業者単独作成）（法第5条第3項の規定による認定の申請に基づき法第6条第1項の認定を受けたもので法第9条第1項の規定に基づく認定を受けていないものに限る。）の変更の認定の申請に対する審査	長期優良住宅建築等計画（分譲事業者単独作成）変更認定申請手数料	別表第10に定める金額（法第6条第2項の規定による申出がある場合には、別表第4に定める金額を加算した金額）
5	法第9条第1項の規定に基づく譲受人を決定した場合における認定を受けた長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に対する審査	長期優良住宅建築等計画変更（譲受人決定時）認定申請手数料	別表第12に定める金額	5	法第9条第1項の規定に基づく譲受人を決定した場合における認定を受けた長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に対する審査	長期優良住宅建築等計画変更（譲受人決定時）認定申請手数料	別表第11に定める金額

改正案				現行			
	する審査				する審査		
6	法第10条の規定に基づく計画の認定を受けた者が有していた計画の認定に基づく地位を承継する場合における地位の承継の承認の申請に対する審査	認定長期優良住宅地位承継承認申請手数料	別表第13に定める金額	6	法第10条の規定に基づく計画の認定を受けた者が有していた計画の認定に基づく地位を承継する場合における地位の承継の承認の申請に対する審査	認定長期優良住宅地位承継承認申請手数料	別表第12に定める金額

別表第8～別表第13 (略)

別表第7～別表第12 (略)

別表第14 (第2条関係)

別表第13 (第2条関係)

都市の低炭素化の促進に関する法律(平成24年法律第84号) 関係

都市の低炭素化の促進に関する法律(平成24年法律第84号) 関係

号	手数料を徴収する事務	手数料の名称	手数料の額
1	都市の低炭素化の促進に関する法律第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査	低炭素建築物新築等計画認定申請手数料	別表第15に定める金額(都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第2項の規定による申出がある場合には、別表第4に定める金額を加算した金額)
2	都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する	低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料	別表第16に定める金額(都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第2項の規定による申出がある場合には、別表第4に定める金額を加算した金額)

号	手数料を徴収する事務	手数料の名称	手数料の額
1	都市の低炭素化の促進に関する法律第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査	低炭素建築物新築等計画認定申請手数料	別表第14に定める金額(都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第2項の規定による申出がある場合には、別表第4に定める金額を加算した金額)
2	都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する	低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料	別表第15に定める金額(都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第2項の規定による申出がある場合には、別表第4に定める金額を加算した金額)

改正案				現行			
	る審査				る審査		
別表第15（第2条関係）				別表第14（第2条関係）			
都市の低炭素化の促進に関する法律に基づく低炭素建築物新築等計画認定申請手数料				都市の低炭素化の促進に関する法律に基づく低炭素建築物新築等計画認定申請手数料			
1 住宅の場合				1 住宅の場合			
区分		1件当たりの手数料の金額		区分		1件当たりの手数料の金額	
		(略)	(略)			(略)	(略)
(略)		(略)	(略)	(略)		(略)	(略)
備考				備考			
1 この表における次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるとおりとする。（3の表、別表第16及び別表第21から別表第23までの場合においても同様とする。）				1 この表における次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるとおりとする。（3の表、別表第15及び別表第20から別表第22までの場合においても同様とする。）			
(1)～(3) (略)				(1)～(3) (略)			
2 共同住宅等の建築物全体の認定申請をする場合又は共同住宅等の住戸部分及び共同住宅等の建築物全体の認定申請をする場合の手数料の金額は、次の(1)又は(2)に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該(1)又は(2)に定める金額とする。この場合において、この表中「申請戸数」とあるのは、「総戸数」と読み替えるものとする。（別表第16及び別表第21から別表第23までの場合においても同様とする。）				2 共同住宅等の建築物全体の認定申請をする場合又は共同住宅等の住戸部分及び共同住宅等の建築物全体の認定申請をする場合の手数料の金額は、次の(1)又は(2)に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該(1)又は(2)に定める金額とする。この場合において、この表中「申請戸数」とあるのは、「総戸数」と読み替えるものとする。（別表第15及び別表第20から別表第22までの場合においても同様とする。）			
(1)・(2) (略)				(1)・(2) (略)			
2 非住宅建築物の場合				2 非住宅建築物の場合			
区分		1件当たりの手数料の金額		区分		1件当たりの手数料の金額	
		(略)	(略)			(略)	(略)
(略)		(略)	(略)	(略)		(略)	(略)
備考				備考			
この表において「非住宅建築物」とは、住宅以外の用途のみに供する建築物をいう。（3の表、別表第16及び別表第21から別表第23までの場合においても同様とする。）				この表において「非住宅建築物」とは、住宅以外の用途のみに供する建築物をいう。（3の表、別表第15及び別表第20から別表第22までの場合においても同様とする。）			
3 複合建築物の場合				3 複合建築物の場合			
区分	1件当たりの手数料の金額			区分	1件当たりの手数料の金額		
(略)	(略)			(略)	(略)		
備考				備考			
この表において「複合建築物」とは、住宅の用途及び住宅以外の用途に供する建築物をいう。（別表第16及び別表第21から別表第23までの場合においても同様とする。）				この表において「複合建築物」とは、住宅の用途及び住宅以外の用途に供する建築物をいう。（別表第15及び別表第20から別表第22までの場合においても同様とする。）			

改正案				現行			
別表第16（第2条関係）（略）				別表第15（第2条関係）（略）			
別表第17（第2条関係）				別表第16（第2条関係）			
建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）関係				建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）関係			
号	手数料を徴収する事務	手数料の名称	手数料の額	号	手数料を徴収する事務	手数料の名称	手数料の額
1	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（以下この表において「法」という。）第12条第1項又は第13条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る審査	建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料	別表第18に定める金額	1	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（以下この表において「法」という。）第12条第1項又は第13条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適法性判定に係る審査	建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料	別表第17に定める金額
2	法第12条第2項又は第13条第3項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る審査	建築物エネルギー消費性能適合性変更判定手数料	別表第19に定める金額	2	法第12条第2項又は第13条第3項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る審査	建築物エネルギー消費性能適合性変更判定手数料	別表第18に定める金額
3	法第12条第2項又は第13条第3項に規定する軽微な変更該当していることを証する書面の交付申請に対する審査	建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る軽微な変更該当する旨の証明書交付申請手数料	別表第20に定める金額	3	法第12条第2項又は第13条第3項に規定する軽微な変更該当していることを証する書面の交付申請に対する審査	建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る軽微な変更該当する旨の証明書交付申請手数料	別表第19に定める金額
4	法第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費向上計画	建築物エネルギー消費向上計画	建築物ごとに、別表第21に定める金額（法第35条第2項前	4	法第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費	建築物エネルギー消費向上計画	建築物ごとに、別表第20に定める金額（法第35条第2項前

改正案				現行			
	性能向上計画の認定の申請に対する審査	認定申請手数料	段の規定による申出がある場合には、別表第4に定める金額を加算した金額)		性能向上計画の認定の申請に対する審査	認定申請手数料	段の規定による申出がある場合には、別表第4に定める金額を加算した金額)
5	法第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査	建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料	建築物ごとに、別表第22(新たに加える建築物にあっては、別表第21)に定める金額(法第36条第2項において準用する法第35条第2項前段の規定による申出がある場合には、別表第4に定める金額を加算した金額)	5	法第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査	建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料	建築物ごとに、別表第21(新たに加える建築物にあっては、別表第20)に定める金額(法第36条第2項において準用する法第35条第2項前段の規定による申出がある場合には、別表第4に定める金額を加算した金額)
6	法第41条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定の申請に対する審査	建築物エネルギー消費性能基準適合認定申請手数料	別表第23に定める金額	6	法第41条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定の申請に対する審査	建築物エネルギー消費性能基準適合認定申請手数料	別表第22に定める金額
別表第18～別表第23 (略)				別表第17～別表第22 (略)			

## 名張市東山墓園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

### 1. 改正理由

平成29年台風第21号がもたらした豪雨により崩落の被害を受けた墓所に埋葬されていた者への恒久的な追悼の場等として、合葬式墓所を設置することとし、その管理及び使用のために必要な事項を定めるほか、所要の改正を行うものである。

### 2. 改正内容

(1) 合葬式墓所を設置することとし、合葬式墓所に関し、次に掲げる事項を定める。

- ア 合葬室及び記名板を置くこと。
- イ 使用の目的
- ウ 使用の許可及びその取消しに関すること。
- エ 使用の制限等に関すること。
- オ 使用料の額、減免及び還付に関すること。

(2) その他所要の改正を行う。

### 3. 施行期日

公布の日から起算して4月を超えない範囲内において規則で定める日（一部規定については、公布の日）から施行する。

名張市東山墓園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

名張市東山墓園の設置及び管理に関する条例（本則関係）

改正案	現行
<p>名張市東山墓園の設置及び管理に関する条例</p>	<p>名張市東山墓園の設置及び管理に関する条例</p>
<p>目次</p>	
<p>第1章 総則（第1条—第3条）</p>	
<p>第2章 一般墓所（第4条—第19条）</p>	
<p>第3章 合葬式墓所（第20条—第29条）</p>	
<p>第4章 雑則（第30条・第31条）</p>	
<p>附則</p>	
<p>第1章 総則</p>	
<p>（定義）</p>	<p>（定義）</p>
<p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。</p>	<p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。</p>
<p>(1) 「<u>一般墓所</u>」とは、<u>墓園のうち、墳墓等（合葬式墓所を除く。）</u>を設けるため市長が指定した場所をいう。</p>	<p>(1) 「<u>墓所</u>」とは、<u>墳墓等</u>を設けるため市長が指定した場所をいう。</p>
<p>(2) 「<u>合葬式墓所</u>」とは、墓園のうち、多数の焼骨等（焼骨、遺髪、爪等をいう。以下同じ。）を共同で埋蔵する墳墓として本市が設置する施設をいう。</p>	<p>(2) 「<u>使用者</u>」とは、第6条第3項の規定により<u>墓所の使用許可</u>を受けた者をいう。</p>
<p>第3条 （略）</p>	<p>第3条 （略）</p>
<p>第2章 一般墓所</p>	
<p>（使用の目的）</p>	<p>（使用の目的）</p>
<p>第4条 <u>一般墓所</u>は、墳墓の用に供する目的のため使用するものとする。ただし、碑石、形像類の建設で、市長が認めた場合はこの限りでない。</p>	<p>第4条 <u>墓所</u>は、墳墓の用に供する目的のため使用するものとする。ただし、碑石、形像類の建設で、市長が認めた場合はこの限りでない。</p>
<p>2 <u>一般墓所</u>は、<u>焼骨等の埋蔵</u>の目的以外に使用してはならない。</p> <p>（使用の申請）</p>	<p>2 <u>墓所</u>は、<u>焼骨、遺髪、爪等の埋葬</u>の目的以外に使用してはならない。</p> <p>（使用の申請）</p>
<p>第5条 <u>一般墓所</u>を使用しようとする者は、市長に申請し、許可を受けなければならない。</p>	<p>第5条 <u>墓所</u>を使用しようとする者は、市長に申請し、許可を受けなければならない。</p>
<p>2 前項の許可（以下この章及び第26条第2号において「<u>使用許可</u>」という。）の申請ができる者は、<u>本市の区域内</u>に引き続き3月以上住所を有する者に限る。</p> <p>（公募及び使用許可）</p>	<p>2 前項の許可の申請ができる者は、<u>名張市</u>に引き続き3月以上住所を有する者に限る。</p> <p>（公募及び使用者の決定）</p>
<p>第6条 市長は、<u>一般墓所</u>の使用の申請を受けようとするときは、公募によらなければならない。</p>	<p>第6条 市長は、<u>墓所</u>の使用の申請を受けようとするときは、公募によらなければならない。</p>
<p>2 市長は、使用の申請をした者の数が<u>使用許可</u>をし得べき<u>一般墓所</u>の数を超えるときには、公開抽</p>	<p>2 <u>使用</u>の申請をした者の数が貸付けるべき<u>墓所</u>の数を超えるときには、公開抽選により使用者を</p>

改正案	現行																																								
<p>選を実施し、その当選者に使用許可をするものとする。</p> <p>3 市長は、<u>使用許可をした</u>ときは、使用許可証を交付するものとする。 (使用墓所等の制限)</p> <p>第7条 <u>一般墓所</u>の使用は、1使用者(<u>使用許可を受けた者をいう。以下この章において同じ。</u>)につき1区画とする。</p> <p>2 <u>使用者は、使用許可時の一般墓所の区画を変更してはならない。</u></p> <p>3 市長は、<u>墓園の管理上必要があると認めるときは、一般墓所</u>の使用について条件を付し、又は必要な措置を命じることができる。 (使用者の管理義務)</p> <p>第8条 使用者は、<u>使用墓所(使用許可を受けて、使用する一般墓所をいう。以下この章において同じ。)</u>内の工作物、樹木等の転倒その他の危険があるとき、又は他人に迷惑を及ぼすおそれのあるときは、速やかに必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 (略) (使用料及び管理料)</p> <p>第9条 使用者は、次に定める<u>一般墓所</u>の使用料及び墓園内共同施設の維持管理のための管理料(以下この章において「<u>使用料等</u>」という。)を納付しなければならない。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">一般墓所種別</th> <th style="text-align: center;">使用料</th> <th style="text-align: center;">管理料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3平方メートル標準区画の一般墓所</td> <td style="text-align: center;">360,00 0円</td> <td style="text-align: center;">150,00 0円</td> </tr> <tr> <td>4平方メートル標準区画の一般墓所</td> <td style="text-align: center;">480,00 0円</td> <td style="text-align: center;">200,00 0円</td> </tr> <tr> <td>6平方メートル標準区画の一般墓所</td> <td style="text-align: center;">720,00 0円</td> <td style="text-align: center;">300,00 0円</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 (略) (使用料等の還付)</p> <p>第11条 既納の使用料等は還付しない。ただし、第15条の2の規定に基づき<u>使用墓所</u>の返還があった場合に限り、使用許可後の年数に応じ、既納の使用料に次に定める還付率を乗じ得た額を還付することができるものとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="text-align: center;">使用許可後の年数</th> <th colspan="2" style="text-align: center;">還付率</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">未使用の場合</th> <th style="text-align: center;">既使用の場合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="height: 20px;"></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	一般墓所種別	使用料	管理料	3平方メートル標準区画の一般墓所	360,00 0円	150,00 0円	4平方メートル標準区画の一般墓所	480,00 0円	200,00 0円	6平方メートル標準区画の一般墓所	720,00 0円	300,00 0円	使用許可後の年数	還付率		未使用の場合	既使用の場合				<p>決定する。</p> <p>3 市長は、<u>使用者を決定した</u>ときは、使用許可証を交付するものとする。 (使用墓所等の制限)</p> <p>第7条 <u>墓所</u>の使用は、1使用者につき1区画とする。</p> <p>2 <u>使用者、貸付け時の墓所の区画を変更してはならない。</u></p> <p>3 市長は、<u>墓所</u>の使用について条件を付し、又は<u>管理上必要な措置</u>を命じることができる。 (使用者の管理義務)</p> <p>第8条 <u>墓所</u>の使用者は、<u>使用墓所内の工作物、樹木等の転倒その他の危険があるとき、又は他人に迷惑を及ぼすおそれのあるときは、速やかに必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p>2 (略) (使用料及び管理料)</p> <p>第9条 使用者は、次に定める使用料及び墓園内共同施設の維持管理のための管理料(以下「<u>使用料等</u>」という。)を納付しなければならない。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">墓所種別</th> <th style="text-align: center;">使用料</th> <th style="text-align: center;">管理料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3平方メートル標準区画の墓所</td> <td style="text-align: center;">360,00 0円</td> <td style="text-align: center;">150,00 0円</td> </tr> <tr> <td>4平方メートル標準区画の墓所</td> <td style="text-align: center;">480,00 0円</td> <td style="text-align: center;">200,00 0円</td> </tr> <tr> <td>6平方メートル標準区画の墓所</td> <td style="text-align: center;">720,00 0円</td> <td style="text-align: center;">300,00 0円</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 (略) (使用料等の還付)</p> <p>第11条 既納の使用料等は還付しない。ただし、第15条の2の規定に基づき<u>墓所</u>の返還があった場合に限り、使用許可後の年数に応じ、既納の使用料に次に定める還付率を乗じ得た額を還付することができるものとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="text-align: center;">許可後の年数</th> <th colspan="2" style="text-align: center;">還付率</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">未使用の場合</th> <th style="text-align: center;">既使用の場合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="height: 20px;"></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	墓所種別	使用料	管理料	3平方メートル標準区画の墓所	360,00 0円	150,00 0円	4平方メートル標準区画の墓所	480,00 0円	200,00 0円	6平方メートル標準区画の墓所	720,00 0円	300,00 0円	許可後の年数	還付率		未使用の場合	既使用の場合			
一般墓所種別	使用料	管理料																																							
3平方メートル標準区画の一般墓所	360,00 0円	150,00 0円																																							
4平方メートル標準区画の一般墓所	480,00 0円	200,00 0円																																							
6平方メートル標準区画の一般墓所	720,00 0円	300,00 0円																																							
使用許可後の年数	還付率																																								
	未使用の場合	既使用の場合																																							
墓所種別	使用料	管理料																																							
3平方メートル標準区画の墓所	360,00 0円	150,00 0円																																							
4平方メートル標準区画の墓所	480,00 0円	200,00 0円																																							
6平方メートル標準区画の墓所	720,00 0円	300,00 0円																																							
許可後の年数	還付率																																								
	未使用の場合	既使用の場合																																							

改正案				現行			
10年未満	100分の80	100分の40		10年未満	100分の80	100分の40	
10年以上15年未満	100分の60	100分の30		10年以上15年未満	100分の60	100分の30	
15年以上	100分の40	100分の20		15年以上	100分の40	100分の20	
<u>(譲渡等の禁止)</u>				<u>(譲渡禁止)</u>			
第12条 使用者は、 <u>その地位を譲渡し、又は使用墓所を他人に利用させることができない。</u> (埋蔵又は改葬の届出)				第12条 <u>墓所の使用権は、他に転貸し、又は譲渡してはならない。</u> (埋蔵又は改葬の届出)			
第13条 使用者は、 <u>焼骨等を埋蔵し、又は改葬しようとするときは、市長に届け出なければならない。</u> (工事等の届出)				第13条 使用者は、 <u>焼骨を埋蔵し、又は改葬しようとするときは、市長に届け出なければならない。</u> (工事等の届出)			
第14条 使用者は、 <u>その使用墓所を加工し、墓碑その他の工作物を建設、改修若しくは撤去し、又は樹木を植栽しようとするときは、市長に届け出なければならない。</u> (使用墓所の返還)				第14条 使用者は、 <u>墓所を加工し、墓碑その他の工作物を建設、改修若しくは撤去し、又は樹木を植栽しようとするときは、市長に届け出なければならない。</u> (使用墓所の返還)			
第15条の2 使用者は、使用墓所が不要になったときは、速やかにその旨を市長に届け出るとともに、 <u>当該使用墓所を原状に復し、返還しなければならない。</u> (使用者の地位の承継)				第15条の2 使用者は、使用墓所が不要になったときは、速やかにその旨を市長に届け出るとともに、 <u>墓所を原状に復し、返還しなければならない。</u> (使用権の承継)			
第16条 <u>使用者の地位は、相続人又はその使用墓所の祭祀を主宰する者に限り、市長の許可を得て承継することができる。</u> (使用許可の取消し)				第16条 <u>墓所の使用権は、相続人若しくは当該墓所の祭祀を主宰する者に限り、市長の許可を得て承継することができる。</u> (使用許可の取消)			
第17条 次の各号のいずれかに該当するときは、市長は、 <u>使用許可を取り消すことができる。</u> (1) <u>使用許可を受けた目的以外に使用墓所を使用したとき。</u> (2) ・ (3) (略) (4) <u>偽りその他不正の手段により使用許可を受けたとき。</u> (5) <u>使用許可に付された条件に違反したとき。</u> (6) <u>前各号に掲げるもののほか、法令又はこの条例、この条例に基づく規則若しくは市長の指示した事項に違反したとき。</u>				第17条 次の各号のいずれかに該当するときは、市長は、 <u>使用の許可を取り消すことができる。</u> (1) <u>許可を受けた目的以外に墓所を使用したとき。</u> (2) ・ (3) (略) (4) <u>前3号のほか、法令又はこの条例、若しくはこれに基づく指示に違反したとき。</u>			
2 前項の規定により <u>使用許可</u> を取り消された者は、速やかにその <u>一般墓所</u> を自己の費用をもって原状に復し、市長に返還しなければならない。				2 前項の規定により <u>使用の許可</u> を取り消された者は、速やかにその <u>墓所</u> を自己の費用をもって原状に復し、市長に返還しなければならない。			
3 <u>使用許可</u> を取り消された者が前項の措置を行				3 <u>使用の許可</u> を取り消された者が前項の措置を行			

改正案	現行
<p>わなかったときは、市長において執行し、その費用を徴収する。ただし、やむを得ない事情があると認めるときは、市長は、その費用を徴収しないことができる。</p> <p><u>(使用者の地位の喪失)</u></p>	<p>行わなかったときは、市長において執行し、その費用を徴収する。ただし、やむを得ない事情があると認めるときは、市長は、その費用を徴収しないことができる。</p> <p><u>(使用権の消滅)</u></p>
<p>第18条 使用者は、次の各号のいずれかに該当したときは、<u>その地位を失うものとする。</u></p> <p>(1) 使用者が死亡し、10年以内に第16条の許可を受けていないとき。</p> <p>(2) (略)</p>	<p>第18条 次の各号のいずれかに該当したときは、<u>墓所の使用権は消滅する。</u></p> <p>(1) 使用者が死亡し、10年以内に使用承継の申し出がないとき。</p> <p>(2) (略)</p>
<p>第19条 (略)</p> <p><u>第3章 合葬式墓所</u></p> <p><u>(合葬式墓所の施設)</u></p>	
<p>第20条 合葬式墓所に、合葬室及び記名板を置く。</p> <p><u>(使用の目的)</u></p>	
<p>第21条 合葬式墓所は、焼骨等の埋蔵の目的以外に使用してはならない。</p> <p><u>(使用許可等)</u></p>	
<p>第22条 合葬式墓所を使用しようとする者は、市長に申請し、許可を受けなければならない。ただし、平成29年10月22日及び同月23日の平成29年台風第21号による豪雨により崩落の被害を受けた一般墓所又は当該被害の復旧のための工事を本市が実施するために返還された一般墓所に埋蔵されていた焼骨等の埋蔵を目的とする場合は、この限りでない。</p>	
<p>2 前項本文の許可（以下この章（第26条第2号を除く。）において「使用許可」という。）の申請ができる者は、次に掲げる者に限る。</p>	
<p>(1) 親族等（親族（民法（明治29年法律第89号）第725条に規定する親族をいう。）その他密接な関係を有する者として規則で定める者をいう。）の焼骨等を所持し、当該焼骨等を埋蔵しようとする者</p>	
<p>(2) 自己の生前において、自己の焼骨等を埋蔵するために使用許可を受けようとする者（当該焼骨等に係る祭祀を主宰すべき者がいる場合に限る。）</p>	
<p>(3) 合葬式墓所に改葬しようとする者</p>	
<p>(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認める者</p>	
<p>3 市長は、使用許可をしたときは、使用許可証を交付するものとする。</p>	

改正案	現行						
4 <u>市長は、墓園の管理上必要があると認めるときは、使用許可に条件を付することができる。</u>							
5 <u>第13条の規定は、第2項第2号に掲げる者が使用許可を受けた場合における同号に規定する祭祀を主宰すべき者が、同号に掲げる者の焼骨等を合葬室に埋蔵しようとする場合について準用する。</u>							
6 <u>第15条の規定は、合葬式墓所の使用許可証について準用する。</u> <u>(使用の制限等)</u>							
第23条 <u>合葬室には、次に掲げる焼骨等に限り、埋蔵することができる。ただし、市長が墓園の管理上必要があると認める場合は、その他の焼骨等を埋蔵することができる。</u>							
(1) <u>使用許可に係る焼骨等</u>							
(2) <u>前条第1項ただし書に規定する一般墓所に埋蔵されていた焼骨等</u>							
2 <u>本市の職員その他市長が墓園の管理上必要があると認めた者以外の者は、合葬室に立ち入ることができない。</u> <u>(記名板の使用の申出)</u>							
第24条 <u>記名板への記名を行おうとする者は、規則に定めるところにより、市長にその旨を申し出なければならない。</u>							
2 <u>前項の規定による申出は、使用許可の申請と同時に行うことができる。</u> <u>(使用料)</u>							
第25条 <u>使用者（使用許可を受けた者をいう。以下この章において同じ。）は、その使用許可証の交付の際、次に定める合葬式墓所の使用料（以下この章において単に「使用料」という。）を納付しなければならない。</u>							
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="204 1585 391 1635">施設種別</th> <th data-bbox="391 1585 705 1635">使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="204 1635 391 1680">合葬室</td> <td data-bbox="391 1635 705 1680">1体につき55,000円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="204 1680 391 1724">記名板</td> <td data-bbox="391 1680 705 1724">1枚につき33,000円</td> </tr> </tbody> </table>	施設種別	使用料	合葬室	1体につき55,000円	記名板	1枚につき33,000円	
施設種別	使用料						
合葬室	1体につき55,000円						
記名板	1枚につき33,000円						
<u>(使用料の減免)</u>							
第26条 <u>市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、合葬室に係る使用料を減免することができる。</u>							
(1) <u>第15条の2の規定に基づき一般墓所を返還し、合葬式墓所に改葬する者が使用者である場合</u>							
(2) <u>第22条第1項ただし書に規定する一般墓所の</u>							

改正案	現行
<p>使用許可を受けていた者（同項ただし書に規定する崩落がなかったならば、第16条の規定によりその地位を承継していた者として市長が認める者を含む。）が使用者である場合</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が公益上特に必要があると認めた場合</p> <p><u>(使用料の還付)</u></p> <p>第27条 既納の使用料は、還付しない。ただし、使用許可を受けてから、合葬室に焼骨等を埋蔵する前に合葬室の使用を取りやめた場合又は第24条第1項の規定による申出をする前に記名板の使用を取りやめた場合には、当該合葬室又は当該記名板に係る使用料を還付することができるものとする。</p> <p>2 使用者は、前項ただし書の場合は、その地位を失うものとする。</p> <p><u>(焼骨等の返還)</u></p> <p>第28条 合葬室に埋蔵された焼骨等は、いかなる理由があっても返還しない。</p> <p><u>(使用許可の取消し)</u></p> <p>第29条 次の各号のいずれかに該当するときは、市長は、使用許可を取り消すことができる。</p> <p>(1) 偽りその他不正の手段により使用許可を受けたとき。</p> <p>(2) 使用許可に付された条件に違反したとき。</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、法令又はこの条例、この条例に基づく規則若しくは市長の指示した事項に違反したとき。</p> <p>第4章 雑則</p> <p>第30条・第31条 (略)</p>	<p>現行</p> <p>第20条・第21条 (略)</p>

名張市東山墓園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（附則第3項関係）

改正案	現行
<p>附 則</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 使用者が、<u>使用許可</u>があった日の後に名張市東山墓園の設置及び管理に関する条例第16条の規定に基づき新たに<u>使用者の地位の承継</u>を行おうとする場合に限り、その地位を承継しようとする墓所については、<u>同条例第7条第1項</u>の規定は適用しない。</p> <p>4 この条例施行の際現に使用許可を受けている墓所については、<u>名張市東山墓園の設置及び管理</u></p>	<p>附 則</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 使用者が<u>墓所</u>の使用許可があった日の後に<u>改正後の条例</u>（以下「<u>新条例</u>」という。）第16条の規定に基づき新たに<u>墓所の承継</u>を行おうとする場合に限り、<u>使用权を承継</u>しようとする墓所については、<u>新条例第7条第1項</u>の規定は適用しない。</p> <p>4 この条例施行の際現に使用許可を受けている墓所については、<u>新条例第7条第2項</u>の規定は、</p>

改正案	現行
<p>に関する条例第7条第2項の規定は、平成11年2月1日から適用する。この場合において、同項中「使用許可時の一般墓所の区画」とあるのは、「本項の規定が適用される日の墓所の区画」とする。</p> <p>5 名張市東山墓園の設置及び管理に関する条例第11条の規定は、この条例の施行の日以降に返還した墓所に係る使用料の還付から適用し、同日前に返還した墓所に係る使用料等の還付は、なお従前の例による。</p>	<p>平成11年2月1日から適用する。この場合において同項中「貸付け時の墓所の区画」とあるのは、「本項の規定が適用される日の墓所の区画」とする。</p> <p>5 新条例第11条の規定は、この条例の施行の日以降に返還した墓所に係る使用料の還付から適用し、同日前に返還した墓所に係る使用料等の還付は、なお従前の例による。</p>

名張市東山墓園管理基金の設置、管理及び処分に関する条例（附則第4項関係）

改正案	現行
<p>(処分)</p> <p>第6条 基金は、次の各号のいずれかに該当する場 合に限り、特別会計予算の定めるところにより処 分することができる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 名張市東山墓園の設置及び管理に関する条例 (昭和53年条例第30号)第11条ただし書又は第 27条第1項ただし書の規定に基づき、使用料を 還付する財源に充てるとき。</p>	<p>(処分)</p> <p>第6条 基金は、次の各号のいずれかに該当する場 合に限り、特別会計予算の定めるところにより処 分することができる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 名張市東山墓園の設置及び管理に関する条例 (昭和53年条例第30号)第11条ただし書の規定 に基づき、使用料を還付する財源に充てると き。</p>